



|                  |   |
|------------------|---|
| Title            | ブレンターノの労働者強制保険論   |
| Author(s)        | 加来, 祥男  |
| Citation         | 経済學研究, 48(3), 13-24   |
| Issue Date       | 1999-01   |
| Doc URL          | <a href="http://hdl.handle.net/2115/32120">http://hdl.handle.net/2115/32120</a> |
| Type             | bulletin (article)  |
| File Information | 48(3)_P13-24.pdf  |



[Instructions for use](#)

## ブレンターノの労働者強制保険論

加 来 祥 男

### I

ルーヨ・ブレンターノLujó Brentano (1844-1931)が第2帝政期ドイツを代表する自由主義的社会改良の思想家であったことは、よく知られている<sup>1)</sup>。1844年にバイエルンのアシャフェンブルクでイタリア貴族の家系に生まれた彼は、法学と経済学を学んだ後、プロイセン統計局に入り、1868年にはイギリスを訪ねた。そこでの労働組合に関する研究をまとめた『現代の労働者ギルド』*Die Arbeitergilden der Gegen-*

wart, 2 Bde., Leipzig 1871-72 は、ドイツの学界におけるブレンターノの地位を確定した。この著書の出版と並行して、彼は、71年にはベルリン大学私講師、翌72年にはプレスラウ大学助教授に就任したし、73年の社会政策学会*der Verein für Sozialpolitik* 設立にも積極的な役割を果たした。このように、社会学者、社会運動家としてのブレンターノの活躍は1870年代から始まったのである。

うえの出世作と同じ視点から労働者問題をより「一般的」、「包括的」に扱った<sup>2)</sup>『今日の法制に適合した労働関係』*Das Arbeitsverhältnis gemäß dem heutigen Recht*, Leipzig 1877を1877年に著わしたブレンターノは、その後、生業秩序*Erwerbsordnung*と救済制度との対応という問題と取り組み、上記の著書を補完する意味をもこめて、79年には『今日の経済秩序に適合した労働者保険』*Die Arbeiterversicherung gemäß der heutigen Wirtschaftsordnung*, Leipzig 1879を、81年には『労働者保険強制—その前提と結果』*Der Arbeiterversicherungszwang, seine Voraussetzungen und seine Folgen*, Berlin 1881を、相次いで刊行した。本稿では、この2冊の著書において展開された労働者保険制度に関するブレンターノの主張を概観し、その特徴を明らかにしよう<sup>3)</sup>。

1) ブレンターノの伝記としては、晩年に書かれた自伝、L. Brentano, *Mein Leben im Kampf um die soziale Entwicklung Deutschlands*, Jena 1931 があり、ブレンターノ研究としては、J. J. Sheehan, *The Career of Lujó Brentano. A Study of Liberalism and Social Reform in Imperial Germany*, Chicago/London, 1966が興味深い。我が国では、大河内一男『独逸社会政策思想史』、日本評論社、1936年が、ドイツ社会政策学会内部における左派としてブレンターノを位置づけた古典的な文献であり、それ以降ブレンターノを取り上げたものとして、中村貞二『マックス・ヴェーバー研究』、未来社、1972年；一條和生『ドイツ社会政策思想と家内労働問題』、御茶の水書房、1990年；田村信一『グスタフ・シュモラー研究』、御茶の水書房、1993年がある。また、前谷和則「ルヨ・ブレンターノと労働者保険制度」(名古屋大学『院生論集』第12号、1983年)、同「ルヨ・ブレンターノにおける国家と労働組合」(『史学雑誌』第93編第3号、1984年)は、扱う対象の面で本稿と重なるが、前谷氏がブレンターノの「国家有機体説」の側面を剔抉しようとしているのに対して、本稿では、それに対する態度を保留して、ブレンターノの主張をそのものとして理解することに重点がおかれている。

2) L. Brentano, *Mein Leben*, S. 100-101.

3) 以下では、これらの2つの書物については、『労働者保険』、『保険強制』と略し、引用については、出所がそのいずれからであるか明らかな場合にはページ数だけを、紛らわしい場合には、前者を[1]、後者を[2]として、ページ数を示すこととする。

## II

## [1]『労働者保険』

『労働者保険』は、1877年と78年に発表された2つの論文を中心に<sup>4)</sup>、「序言」、「課題」、第1編「生業秩序と救済制度」、第2編「今日の経済秩序とドイツの労働者共済金庫」、結論「今日の経済秩序に適合した労働者保険と恐慌」から構成されている。順次みていくこととしよう。

「序言」は、古い営業秩序 *die alte gewerbliche Ordnung* が崩壊しながら、それに代わる新しい秩序は定着していないというプレントナーの現状認識から始まる。そうしたなかで営業の新秩序を作り出そうとする統治者の試みが失敗しているのは、「従属と強制の古い関係」(S. IX)を形を変えて再生させようとしているからである。イギリスの歴史が示すのは、労働者の自由の実現、自由の原理と秩序との調和によって、近代経済生活の基本原則に基づいた新しい営業秩序が自立的に発展したということである。そこから明かなように、「今日の経済秩序を基礎として、まさにその基本原則を実現するなかで、労働者を……その生存の不安定から解放することが可能となる」(S. XI)。それを証明することが本書の課題である。

つづく「課題」では、まず、社会民主主義の基礎理論として、「賃金鉄則」、「労働価値説」、産業循環論とそれから導き出される相対的過剰人口論があげられ、「労働価値説」と「賃金鉄則」の誤りが、後者については自著の参照も求めながら簡単に指摘される。プレントナーの「賃

金鉄則」批判を認める社会民主主義者や国家社会主義者も、労働組合組織による労働者問題の解決は不可能であるとして、「物的生産の計画的な規制」(S. 15)を要求している。こうした要求が出されるのは、他の階級に比して労働者が不安定に曝されているからであるが、プレントナーによれば、そうした労働者の不安定が「今日の経済秩序に必然的に付随するもの」か「今日の経済秩序の原則と要求が労働関係に関してなお十分に実現していない」(S. 24)ことによるのか、考究すべき課題なのである。

無産者は恐慌 *Absatzkrise* や、疾病・廃疾・老齢などの2種類の不安定に曝されながら、それ対処すべき資本をもたない。彼らにとって、それに代わるのは「救済する用意のある仲間を持っている」(S. 26)ことである。そこで、今日の経済秩序の下で2種類の不安定を克服するという問題は、「労働者保険の合目的組織」という問題に翻訳される。それ自体としては従来も多く論じられてきた、この問題の考察に当たって、プレントナーが強調するのは「生業秩序と労働者保険の秩序の間で必然的に存在している関連」(S. 28)という視点の重要性である。

第1編「生業秩序と救済制度」では、カール大帝の時代以降の歴史を整理して、労働不能者の救済はつねに全社会の義務と考えられてきたのに対して、労働可能者については、「自由な自己責任と自由な生業能力」 *freie Selbstverantwortlichkeit und freie Erwerbsfähigkeit* が相関関係にあり、「それと同様に、特権による生業能力(労働権)と先慮の強制」 *Privilegierte Erwerbsfähigkeit (Recht auf Arbeit) und Zwang zur Vorsorge* (S. 83)もまた相関関係にあることが明らかにされる。

有産者が無産者救済の義務と責任から解放され、労働可能者には自助 *für sich zu sorgen* の可能性が与えられるとともにその義務が課せられ、一般的な福祉活動の課題は労働不能者の扶助に限られる、という展開が最も純粹にみられ

4) L. Brentano, *Erwerbsordnung und Unterstützungswesen*, in: *Jahrbuch für Gesetzgebung, Verwaltung und Volkswirtschaft im deutschen Reich*, 1. Jg., Heft 3, 1877; ders., *Die Arbeiter und die Produktionskrisen*, in: *Jahrbuch für Gesetzgebung, Verwaltung und Volkswirtschaft im deutschen Reich*, 2. Jg., Heft 3, 1878.

たのはイギリスにおいてであった。新しい営業秩序とそれに対応するこの救済制度は、ここでは、1814年徒弟条令の撤廃、24年団結禁止の廃止、34年救貧法によってもたらされた。それ以降、イギリスでは友愛組合friendly societyが急増し、それとならんで種々の共済金庫も存在しているが、これらへの加入や雇用主による醸出金支払は法的に義務づけられず、「イギリスの金庫制度全体の基礎は自発性と自己責任である。」(S. 70)

ドイツにおいても、プロイセンの1845年一般営業条令、49年布令、54年営業救済金庫法を経て、ドイツ帝国の現行営業条令によって営業の自由が完成し、労働条件の決定は労使間の自由な協定に委ねられ、団結禁止は廃止された。しかし他方では、雇用期間中の労働者は疾病・救済・死亡金庫に醸出金を支払わねばならないという金庫強制が存続し、76年の2つの法律にあっても、ドイツ帝国の労働者はすべて共済金庫に加入する義務を負っている。

第2編「今日の経済秩序とドイツの労働者共済金庫」では、まず、今日の経済秩序において「労働」商品の販売が満たすべき条件が吟味される。

[I.] 近代の公的な生活の基本原理である人格的自由と法的平等は、経済秩序の面では「すべての人に平等な生業の自由と各人の自由な自己責任」(S. 91)として現われる。商品売買は自由に契約される。そして売り手と買い手には売買契約以外の義務はない。ただ、長期にわたって生産費以下での販売は不可能であるから、「商品の価格がその生産費を補填することが、商品販売に関する今日の経済秩序の主要条件である。」(S. 94)

労働力の使用である「労働」は、売り手の人格から切り離すことができないという点では他の商品と異なるが、雇用契約は他の商品の売買契約と同じく自由であり、そこで示された条件を満たすほかに労使双方に要求されるものは何もない。また、その価格で生産費が補填されね

ばならないというのも、一般商品の場合と同じである。以上のことを踏まえて、ブレンターノは、今日の経済秩序では労働販売に関して以下の6要件が満たされねばならない、と考える。

1 商品の生産費は、その1個1個の生産費に不良品のそれを加えたものであり、同様に労働については、賃金は労働不能日の労働者の生活をも維持できる額でなければならない。これが第1の要件である。

商品生産者は、生産が継続できるように商品の価格がその生産費を十分に補填すること、商品価格の低下をとおしてその商品に対する需要を増大させ、競争力を高めるべく、不良品や労働不能日によって生じる「死せる生産費tote Produktionskosten」(S. 98)をできるだけ小さくすることに関心を寄せる。そこで労働の販売者にとって第2の要件は、労働不能時の労働者の維持費をできるだけ小さくすることである。

ところがそのための最も効率的な方法は保険であるから、「労働の原価Selbstkosten der Arbeit」(S. 103)は、労働者の生活費、子弟の養育費に加えて、廃疾・老齢・疾病時の生活費、死亡した場合の子弟の養育費、および埋葬金を確保するための保険料から構成される。こうして、1) 子弟養育、2) 老齢、3) 埋葬、4) 廃疾、5) 疾病、6) 失業という6種の保険への加入が第3の要件となる。

これらの保険に実効性をもたせるために、疾病や失業時にもその期間にうける救済のなかからその他の危険に対する保険料支払が継続されなければならない。それによって労働者の生存の経済的基礎を確実にすること、これが第4の要件である。

「労働」の販売が一定の買い手に、あるいは一定の市場でなされる場合にだけ労働者に救済請求権が認められるとすれば、保険契約数は少なくして保険料は高くなるし、労働者の移動が妨げられたり、移動によって保険料支払いが無効になったりするから、第5の要件は、労働者保険金庫が1つの職業に属する全国の労働者を含

むことである。

また、労働者が曝される危険度の相違を勘案して、保険金庫は1つの部門、ないし危険度を同じくする部門の労働者を対象とし、保険料は危険度に対応させるべきである。これが第6の要件となる。

〔II〕つづいてドイツの救済制度が取り上げられる。ドイツでは失業保険は存在せず、1876年営業条令改正法は、地方条例によって16歳以上の職人、補助者、工場労働者に疾病金庫への加入を義務づけることを地方自治体に委ねている。そこでプレントナーノにとっては、現存する4種類の労働者疾病金庫が検討の対象となる。

疾病金庫の1つの類型は、地方自治体官庁の命令によって設立された営業共済金庫 eine gewerbliche Hilfskasse, welche auf Anordnung der Gemeindebehörde gebildet istである。1874年にプロイセンでは、1つの職業の手工業者から成る営業共済金庫が1,641、その成員数が146,981人、複数の職業の手工業者から成る金庫が1,161、その成員数が122,983人であった。金庫の平均成員数(96.35人)は「実際の保険を成り立たせるには明らかに全く不十分な数字」(S. 132)であった。また、金庫の地域的境界は移動の自由の原理から生じる要求と対立し、さらに、高齢者の増加とともに「すべての年齢層に対する同等の醸出金引き上げが必要となる」(S. 135)ことも、地域的境界による欠陥である。

強制を実施するために、法律では、加入義務を負う労働者の金庫への登録が雇用主に義務づけられるとともに、雇用主が労働者の醸出金の1部を前貸ししたり、補助することも規定された。しかし、今日の生業秩序では「労働権」は認められていない。また、失業保険の機能をもつ共済金庫も存在しないから、失業の場合には労働者は疾病保険の醸出金を支払えなくなり、救済請求権が失われる。

以上のように、営業共済金庫は地域的に制約され、失業保険を欠くという2つの欠陥をも

ち、「これらの金庫では、厳密な意味での保険は問題になりえない」(S. 142)。

都市共済金庫の欠陥は、醸出金の支払にもかかわらず脱退のために保険を受けられない労働者数として示される。ベルリンでは、労働者数の37.6%が病気の場合に金庫から救済を受けなかったのである<sup>5)</sup>。

営業条令改正法はまた、「その他の共済金庫への参加を証明した者は、地方自治体官庁の指示によって設立された共済金庫に加入する義務を免れる」と規定している。そうした登録金庫としては、雇用主が設立した工場疾病金庫、工場疾病金庫にも都市強制金庫にも加入しない人々が組織する、いわゆる「自由」金庫 die sogenannte „freie“ Kasseがあり、後者には、団体によって設立される団体金庫 die Vereinskasseと本来の自由金庫がある。

工場疾病金庫では、ほとんどの場合、雇用関係の解消とともに労働者は金庫成員でなくなる。また、「労働」の売買にあたっては労働者は企業家の条件に従わざるをえない。さらに、企業の破産によって救済請求権がなくなってし

5) これは、以下のような事実と仮定に基づいて算定されている。

(1)1868-1876年のベルリンの人口増加を考慮して、労働者数は1872-76年には少なくとも同一であったと仮定する。(2)金庫の平均成員数は72年の191,036人から76年には155,077人へと減少した。したがって、76年には金庫強制と支払われた醸出金にもかかわらず、少なくとも、病気の場合に保険を受けない35,959人[=191,036-155,077]の労働者がいる。

(3)ところが、平均成員数には、住所の移動や失業のために一時的にだけ金庫に加入し、実際には保証を受けない労働者も含まれている。そこで、ともかくも金庫に加入していた労働者数と実際に1年間をとおして保証を受けている労働者数との中間に平均成員数が位置する、そして、ともかくも金庫に加入していた労働者数を191,036人と仮定すれば、76年に実際に保証を受けていたのは119,118人[ $(191,036+x)/2=155,077$ ]ということになる。とすれば、71,918人[=191,036-119,118]、即ち労働者数の37.6%は病気の場合に金庫から救済を受けていなかったことになる。

以下の金庫についても、プレントナーノが金庫の無効性を批判する手法は同じである。

まう可能性もある。こうしたことを考えると、「明らかに、工場疾病金庫では、醸出金を支払った労働者が病気になった場合に救済を受ける事実上の保障は、都市の強制金庫におけるよりもずっと小さくなる可能性がある。」(S. 161)

また、1877年にプレスラウで設立された自由金庫である疾病・埋葬金庫「希望」„Hoffnung“は、職業や年齢による疾病率の相違を考慮せず、プレスラウ外に転居する成員を排除している点で、「今日の経済秩序から労働者保険に対してなされる要求に應じていない。」(S. 171)

登録金庫法における団体金庫の規定は、労働組合金庫を念頭において与えられたものであった。しかし、イギリスに倣って地方に支部をもつ全国組織の職業別労働組合として結成されたヒルシュ＝ドゥンカー労働組合die Hirsch-Duncker'schen Gewerkvereineでは、支払い不能に陥る懸念から疾病・廃疾・老齢・埋葬の各金庫が分離され、また、失業救済の機能が欠けている。こうして、「ヒルシュ＝ドゥンカー労働組合では労働者は労働の収益で労働の原価を賄うことができない」(S. 190)<sup>6)</sup>。

以上の考察が示すように、金庫強制にもかかわらず、「ドイツ帝国では、疾病の場合、ひいては廃疾、老齢、死亡の場合にも労働者に実際に保険となるような労働者共済金庫は存在しな

い」(S. 190-191) ののである。

[Ⅲ] ドイツの労働者共済金庫は「労働者に支払われた価格 [=賃金] で労働の原価を賄えるようには整備されていない」(S. 192) から、死亡した労働者の子弟の養育、失業者・病人・廃疾者・老齢者の扶養、死亡した労働者埋葬の費用は社会によって担われねばならないが、この費用はそうした労働者が就業している工業への補助金という意味をもつ。また、救済が応急的であるために欠乏と困窮によって多くの労働者が命を奪われ、救済の恩典的性格は労働者をすね者とし、社会主義の側に追いやっている。「これらはすべて、今日の社会的・経済的・国家的秩序の基礎と要求に完全に矛盾する。」(S. 193) 貧民救済による労働の原価補填は自己責任に反するし、そういう形態で公的資金により商品の生産費の1部を補助することは法の前の平等を侵すからである。

結論「今日の経済秩序に適合的な労働者保険と恐慌」では、以上の議論から今日の経済秩序の下で労働者保険に要求されることが、(1)失業保険、(2)広い基盤をもち、労働者の移動を可能とするべく保険金庫が全国的規模であること、(3)支払われる醸出金額が危険度に対応していること、に整理される。そして、こうした要件を満たす保険のありかたをブレンターノは次のように構想するのである。

労働者子弟の養育は特殊な生命保険として、有産者向けの既存の生命保険会社によって引き受けられるのが最も合理的である。廃疾・老齢・死亡についても同様である。もちろん、加入金と醸出金は危険度に対応していなければならないし、払い込まれ、積み立てられた醸出金の払戻が可能でなければならない。

疾病保険の場合には、全国的に組織された「同一職業労働者の相互性を基礎とする疾病金庫」(S. 206) が合理的であり、失業保険についてもそれは同じである。失業保険金庫は労働市場の状態に精通していなければならないが、それが可能なのは労働組合だけである。失業保険と

6) ブレンターノがこのように述べたとき、基準として念頭におかれていたのはイギリス労働組合であった。彼によれば、その特徴の1つは全国的組織という点にあり、これによって労働者の移動の自由と救済の確保が結びつけられる。また1つは、失業、疾病、廃疾、老齢、埋葬に対する救済が1つの金庫で内的に結合された「団体的な性格」であり、これによって1つの救済をうける成員はその救済期間中その他の醸出金を支払う義務から免除される。なかでも失業保険と他の保険との結合が最も重要である。そして、「労働」需給の地域的調整で失業をできるだけ回避しながら、それでもそれが生じた場合には失業救済がなされる。他方で、こうしたあり方では、組合脱退によってすべての請求権が一挙に失われるから、それによって個人の自由が侵害される可能性があるという問題も残されている。

その他の保険の関係については、6つの保険に支払われるべき醸出金相当額を労働組合に払い込み、それぞれの保険会社への醸出金は労働組合が払い込むという方法をとれば、1金庫への醸出金の支払による労働者の負担は軽減され、個人の自由を侵害する恐れもなくなる。

労働組合は、恐慌がもたらす弊害への対処という点でも大きな意味をもつ。恐慌は消費の個人的性格と分かち難く結びついているから、それを除去することはできないけれども、労働組合の働きによって自らの収入で失業時にも生活できるほどに賃金が高くなれば、その影響は事実上除かれるからである。こうして、「労働者の経済的生存は、景気上昇の時にも下降のときにも独立し、自立し、確実なものとなった。それとともに、労働者を道徳的・知的な面でもより高い段階に引き上げるための第1の、最も必要な条件が作り出されている」(S. 220)。

ドイツの現状をみれば、「ヒルシュ=ドゥンカー労働組合には根本的な改革が必要である」(S. 221)けれども、「こうした組織は労働者自身から、その欲求と認識に応じて発展しなければならない。そうしてはじめて、それは労働者の全生活と必然的に合体することができる」(S. 221-222)から、「ここで要求される労働者の団体的な組織が発展するために国家に要求されるべき唯一のことは、立法によってそれがこの発展を邪魔しないことである。」(S. 224)これがブレンターノの結論であった。

## [2]『労働者保険強制—その前提と結果』

『労働者保険強制』は8章から構成されている。ここでも、ブレンターノの叙述に沿って内容を見ていくこととしよう。

労働者保険の目標は「労働者階級の正当な苦情を取り除くことによって、公益を脅かすような社会民主主義の運動の根を絶つ」(S. 16)ことにあるが、それに到達するためには保険が実効性をもたねばならない。そこで、労働者保険はいかにして実効性をもちうるかを問うことが

本書の課題となる。第1章では、この課題設定とともに、シュモラー Gustav Schmoller批判も交えながら、同時代的な問題を学問的に取り扱うことが可能だということも力説され、それをうけて第2章では、経済学の方法が、現象の観察と演繹、そうして得られた命題と現実との対応を軸に素描される。

第3章は『労働者保険』の要約と確認に当てられている。そして、第4、5章では、前著で扱われなかった労災保険と鉱夫共済組合金庫 die Knappschaftskasseがそれぞれ取り上げられる。労災保険の対象である事故やその危険は就業中に発生するから、その限りでは、収入の中断によって保険強制が機能しなくなるといった事態は発生しない。労災保険はそうした特殊な性格をもっているのである。それはまた、労使双方に対する保険として、両者による保険料支払が当然であるが、国家が保険料の1部を支払うというのは、商品の生産費の1部を政府が肩代りし、全体の負担で消費者に贈与をするということになり、これは不公正である。

鉱山や精錬所の労働者は、1860年の法律によって労使の契約締結が自由な協定に委ねられ、ドイツ営業条令によって団結の禁止も廃止されたことにより、他の労働者と同じ生業の自由を獲得したが、依然として保険強制の下にある。79年にプロイセンでは、2,146の鉱山、精錬所、製塩所をふくむ84の鉱夫共済組合 die Knappschaftsvereineが地域的に、あるいは企業単位で組織されている。これらは成員の疾病、埋葬、廢疾、寡婦・遺児に対する救済を行うが、その範囲は金庫により、また、正規・非正規の成員ständige u. unständige Mitglieder; meist-u. minderberechtigte Mitgliederによって異なっている。組合への醸出金が賃金からの控除と工場主の補助から成り立っているため、成員が一時休職になったり解雇されれば醸出金は支払われなくなり、それとともに救済請求権も失われる。これは、生業の自由が認められながら他方では旧来からの保険強制が存続しているとい

第1表 ザールブリュッケン鉱夫共済組合員数の推移  
(単位：人)

| 異 動           | 正規成員   | 非正規成員  |
|---------------|--------|--------|
| 1869年1月1日の成員数 | 8,782  | 9,942  |
| 1869—79年加入者数  | 16,357 | 15,816 |
| 合 計           | 25,139 | 25,758 |
| 脱 退 者 数       | 2,427  | 6,167  |
| 正規成員への異動      | —      | 15,489 |

資料：L. Brentano, *Der Arbeiterversicherungszwang*,  
Brelin 1881, S. 52-53.

う矛盾の現われである。

ザールブリュッケン鉱夫共済組合der Saarbrücker Knappschaftsvereinについては、1869—79年の成員数の変化を示す第1表のような数字から、加入金や醸出金を支払った者のうちの24.27%が疾病救済や埋葬金を実際には受けられなかったことがわかる。他の鉱夫共済組合でも同様であり、「鉱夫共済組合のこうした考察結果は、労働者保険が効力をもつためには生業秩序と保険制度の秩序は相互にびつたりと一致していなければならないという私の命題を見事に証明している。」(S. 60)

第6章では、前著に寄せられた様々な批判に対する反批判がなされるとともに、保険強制を前提として、それに実効性をもたせようとする諸構想が検討される。

ブレンターノは、従来の共済金庫がそれなりに機能しているという批判に対しては、原則的な反論を行い、保険の当座性das Vorübergehendeには保険料を低くするという長所もあるという指摘に対しては、実証研究の事例を示して反駁し、そして、醸出金は貧民のためになされる労働者への隠された課税にすぎない、と批判する。彼はさらに、賃金からの保険料控除が労働者に嫌悪され、そのための脱退もみられることを指摘して、「保険を強制された者すべてに実際に保険とならないような労働者保険強制は、労働者を社会民主主義から引き離すよりも、まさにそちらの側に追いやるにちがいない。」(S. 66)とも述べている。

保険の実効性を脅かす無収入に対処すべき、一律同額の醸出金、無収入の場合の支払猶予、

保険金庫と貯蓄金庫の結合といった提案のいずれにも、醸出金の支払=調達上の難点が残存し、「失業の場合の保険金庫たりうるのは「労働組合」だけである」(S. 74)。そこで、保険強制を支持する人々の間では、保険強制と労働組合を結びつけようとする考えもある。けれども、「ドイツ労働者のきわめて僅かな部分だけがこれまでのところ組織上の欠陥をもつ労働組合に属しているにすぎない」(S. 77)状況では、保険強制の導入は労働者に対する雇用主の力を強め、労働組合の成立を阻害する。また、「そうした利害団体の強制的導入は、労働組合を禁止したりその存在条件を犯したりするのと同じく、構成員とあらゆる種類の利害を同等に扱うという国家の義務に反する」(S. 78)として、ブレンターノは労働組合の国家による設立、育成にも否定的である。

このようにみえてくると、「労働条件の自由な協定および、協定されない条件では労働しない権利という現営業秩序に示される原則が有効である限り、このように、保険強制は実効性をもつことができない。それとは反対に、仮りに遂行可能であるとすれば、この考えは、いかなる価格でもあるいは官庁によって決定された価格で、いかなる仕事でも引き受けることを労働者に強制するような生業秩序に対応するであろう。」(S. 82)

他方で、労働強制が認められるのであれば、困窮の場合に労働者に救済を保障する一方、それに必要な資金を課税によって調達しようというヴァグナーAdolph WagnerやアーレントOtto Arendtの考えが浮かび上がる。けれどもこの場合には、「問題は、保険制度ではなく保険の名を借りた国家の貧民救済の制度である。」(S. 83)

以上のような検討から、「労働者保険強制と、自由と法的平等を基礎とする生業秩序とが調和しえないという証明、生業秩序と労働者保険の秩序は相関関係にあるという証明は動かない」(S. 84)、とブレンターノはいう。



つづく第7章では、今日の生業秩序をひとまず措いたうえで、醸出金支払義務を履行できる、即ち、収入を確保できる3つの職業として終身雇用の官吏、特権による生業能力、労働強制が検討の対象とされる。

まず官吏については、そうした確実な収入を得ることができる労働者は、すべての経済的企業が国営でない限り、多かれ少なかれ1部にすぎないことが指摘される。

今日、「特権による生業能力」に基礎づけを与えるのは労働組合である。組合は、入職制限、労働供給の需要への適応をとおして労働条件に関する雇用主との協定に影響を及ぼし、成員の収入を確保する。しかし、それは労働組合員の特権化を生み出すことになる。すべての労働者が労働組合に属するということになれば保険強制の実効性という問題は解決されるけれども、そうでない場合に非組合員に対しても保険強制に固執するのであれば、それに実効性をもたせる唯一の手段は労働強制である。また、ドイツのように強力な労働組合が存在しないところでは、国家が仲裁委員会に似た制度とその1部として労働者の団体を強制的に導入することが考えられるが、その場合、仲裁委員会やそれを構成する団体は国家やその機関に従属して、保険強制の有効性は達成されとしても、労働者の人格的な自由は侵害され、労働者間の法的平等も存在しなくなる。

労働者保険強制の有効性を確保する第3の手段である労働強制では、救済を受ける労働者は国家が定めた労働条件で働かねばならない。この場合には労働者の自由は否定される。プレントナーによれば、「これは完全に国家社会主義的で純粋に官僚制的な問題の解決であろう。」(S. 92)

このように、うえの3つの職業では収入は確保されとしても、「こうした解決のいずれにあっても、……国家とその機関が労働条件の決定に、それとともに労働者の経済的、宗教的、政治的、社会的存在のあり方に決定的な影響を

もつことになろう。」(S. 93)

これをうけて、国家が経済のなかで大きな役割を果たすことの意味を探ろうというのが第8章である。個人の経済的利害が国家のそれと密接に結びつき、国家意識が高められると、ヴェネチアの例が示すように、それが富裕や文化的繁栄と共存することはありうるけれども、「道徳的、宗教的、精神的な個人の自由がこのように抑圧されると、すべての偉大な宗教的・精神的進歩の源が塞がれ、それとともに、一層偉大なもの、より良いもの、より理想的なものへの一層の国民的な文化発展はすべて妨げられる。」(S. 103)

いま1つの点からも国家の強大化には懸念が表明される。現在の文化の存続にとっては、「現在上層の階級だけが享受している文化の恩恵に下層階級が浴すること」(S. 103)が必要であり、そのためには下層階級が経済的に独立しなければならない。しかるに、「計画され、部分的には既に緒についている経済秩序の再編がこうした経済的独立のまさに反対を作り出すことを特徴としているのであれば、それは、目標の達成、即ち、我々の文化の維持を確実にするどころか、それを排除することは明らかであるようにみえる。」(S. 104)そして、「文化の恩恵を様々な社会階級に分配するのが国家であるとするれば、労働者階級がそうした国家をわがものとし、あるいは、その指導に決定的な影響を及ぼそうと最大の努力をするのは必至である。同じ経済的利害から、他の階級も必然的に同様の努力をするようになる。」(S. 108)そこから諸階級の対立が激化し、「計画されている経済の新組織は、社会民主主義の目標と対抗する代わりに、その達成に道を開く」(S. 108)ことになろう。プレントナーはこう警告した。

### III

プレントナーの2冊の著書についての、以上のような概観を踏まえて、以下では、彼の議論

を整理するとともに、そこにみられる特徴について、若干の注釈を加えよう。

[1] まず第1に、ブレンターノがこれらの書物を著わした動機は、社会民主主義からの批判に反駁して、現体制の正当性を明らかにしようとするところにあった。本稿でもさきに引用した『労働者保険』の課題は、労働者の団体組織が十分に機能していないという社会民主主義からの批判に對置する形で設定され、本論は社会民主主義の基礎をなす3つの理論を批判することから始められている。また、『保険強制』の冒頭では、労働者保険の目標が「社会民主主義の運動の根を絶つ」ことにあると確認したうえで、それが有効に機能する前提を問うことが課題として設定されていた。種々の制度や提案を検討する際にも、それらが社会民主主義に対してもつ意味が吟味されていたことは、既にみたとおりである<sup>7)</sup>。

[2] それでは、ブレンターノがその正当性を擁護しようとした、「今日の経済秩序」とはどのようなものであろうか。『労働者保険』の「序言」では、「近代生活の原理」が「自由と法的平等」と言い換えられているが(S. IX)、同書第2編の冒頭では、「近代の公的な生活すべての基本原理は人格的自由と法的平等である。この原理は、とどまることのない勝利の行進のなかですべての文明国で通用するようになり、公的生活の全領域を包みこんだが、経済的秩序の領域でもそうであった。経済的分野では、この原理はすべての人に対して平等な生業の自由と各人の自由な自己責任である。」(S. 90-

91) とより詳しく述べられており、「生業の自由」と「法的平等」がとくに重視されている。

このように、ブレンターノの捉える近代社会(「今日の経済秩序」)は自由と平等の社会であり、経済面では、社会の構成員各人がそれぞれ商品の販売者として自立した社会であった。ここでは、各人は、自由が認められるとともに、それに伴う責任を負わねばならない。「特権による生業能力と先慮の強制」がそうであるように、「自由な自己責任と自由な生業能力」は必然的に相関していることが強調されたのである<sup>8)</sup>。

個人の自由を尊重するブレンターノは、他方では、国家の介入に対して警戒的であった。ここでは、以下のような引用によってそれを再確認しておこう。「個人主義の根源を傷つけるような秩序は人類の発展にとって最大の障害であろう。」([1], S. 218-219)そして、「個人の経済的な生存の国家への完全な従属が外へ向かっての国家の行動力を高めるとしても、また、そうした従属が経済的な富裕やある種の文化的な繁栄と一致できるとしても、そうした従属とともに個人の道徳的・知的・社会的な存在をこえる全体を獲得する支配は、個人の個性をすべて

7) この点に関して、「強制的な考えをきわめて精巧に完全に首尾一貫したものへと発展させた」([2], S. 82) ヴァグナーやアーレントの提案についても、「このシステムがいかにして社会民主主義との縁を絶つように労働者を誘うのか、わからない。」というのは、このように社会民主主義的な組織形態を用いても社会民主主義の目標には近づけないということは、きわめて多くの労働者にもわかるだろうからである。」([2], S. 83) と批評されていることを補足しておきたい。

8) 生業秩序と救済制度が相関関係にあり、両者の間で整合性がなければ、救済制度は実効性をもたない、という歴史的考察から導き出された命題は、他方では、「労働権」のあるところでは強制的な救済制度が成立し、有効に機能しようということをも意味する。そして、ブレンターノはそこに自らとドイツ・マンチェスター派との相違を求めている。「これらの叙述からの結論に対する評価がどうであろうと、これが、教義からの演繹や証明されない教条などではなく、私が主張してきた方法の要求と対応しているという、そのことは疑いようがないはずである。ここでなされた研究と演繹は、まさに私が常に要求している方法の範例とみなすことができる。そして、それにもかかわらず、アドルフ・ヴァグナーが、プリンス・スミスのような人物とまったく同様に、私が叙述の頂点に、そこから単なる論理的な結論が引き出されるに過ぎないような、証明されない絶対的な原理、即ち、自由と平等の原理を据えていると主張するとすれば、これはまさに理解できないことである。」([2], S. 35-36)

窒息させる恐れがある。」([2], S. 101-102)

「今日の経済秩序」は、イギリスを先頭としてヨーロッパ諸国で歴史的な発展のなかから実現してきたと捉えられており<sup>9)</sup>、分析の対象とされたドイツも、「今日通用している帝国の営業秩序はついにドイツ帝国全土に対して完全な営業の自由をもたらした。何人にも自立した営業経営の権利がある。」([1], S. 78), という叙述に示されるように、基本的には近代社会であった。しかし、『労働者保険』の「序言」からも窺われ、本論でも示されていたように、ドイツの「今日の経済秩序」にはなお未完成なところが残されていた。営業の自由を制約する制度が残され、自由と平等が貫徹していないことが問題だったのである。本稿で問題とした労働者保険制度に即していえば、それは、一方では営業の自由、団結の自由によって「労働」販売についての自由が認められながら、他方で共済金庫への加入が強制され、制度としての整合性が欠けるという形で現象している、と捉えられた。

[3] プレンターノのいう「今日の経済秩序」が成就する鍵は、商品「労働」についても一般の商品と同様に市場機構が働くことであった。「労働の原価」を賄う賃金を実現し、これによって市場機構が十全に機能すれば、「今日の社会的・経済的・国家的な秩序を基礎とする労働者問題の解決は可能であるばかりでなく、こうした経済秩序の基本原則を首尾一貫して遂行す

ることが労働者問題の解決に繋がる」([1], S. 220-221), と考えられたのである。

そこで注目されるのが労働組合の役割である。イギリスの事例が示すように、労働組合は、入職制限や地域間の職業紹介をとおして「労働」の供給を需要に適応させ、失業が生じた場合にはそれに対する救済を行うことによって、「労働」の販売者を他の商品の販売者と同等の位置におく<sup>10)</sup>。そうした機能を担うことができるために、労働組合は全国規模で職業別に組織されねばならなかった。

労働組合の役割をこのように考えるプレンターノにとっては、それがドイツで未発展であることも大きな問題であった。ヒルシュ＝ダウンカー労働組合は、イギリスをモデルとして設立されながら、失業保険の機能を欠き、また、支払不能に陥る懸念から各種金庫を分離した。「このドイツの労働組合は、こうして、労働組合組織のきわめて基本的な課題の1つ、ひょっとすると最も基本的なそれを満たさず、成立してから10年このかた、その価値が極めて疑わしく不幸な結果に終わった数回のストライキしか誇るものをもっていないから、それは、労働組合としてはドイツの労働者にとっては何の役にも立ってこなかった。そこから、その進歩がわ

9) プレンターノが歴史的な発展を重視していたことは、後に本文中で引用するドイツ労働組合についての展望に端的に示されるが、それを補うものとして、以下の2つをあげておく。イギリスの労働組合の発展に触れた箇所では彼は、「社会的、経済的組織は歴史的な発展の結果としてのみ根づきうるし、成果をあげようということを忘れてはならない。それには、状況や、それが包む人々が成熟する時間が必要なのだ。」([1], S. 224)と述べている。また、「イギリスの仲裁委員会だけがきわめてよく機能している。というのも、雇用主と、とくに労働者が労働紛争における百年に近い経験をもっているからである。」([2], S. 90)という文言もみられる。

10) 「労働者が奴隷から、他の企業家と同様に自らの所得と利益のために商品を市場に持っていき、その具体的な使用価値に対応する価格をうけとる企業家に経済的に発展するところに、国民の大多数の不自由から人格的自由への発展がある。労働力の利用である労働を他と同じく商品として認め、労働力の担い手である労働者を、他の企業家と同じく、それと他の商品と結びつけてより大きな具体的使用価値をもった製品を作る別の企業家に自らの商品を販売する自立した企業家として扱うところに、労働者とその人格的自由をめぐる自由党の大きな功績がある。……文化的発展の最大の達成の1つとしてこの自由の固執する人々にとっては、……それなくしては労働者が他の商品の販売者と同等に振る舞えないような前提を作り出すことだけが問題となりうる。この前提は、……団結権とそれを行使する組織である。団結した団体の組織なくしては、労働者は他の商品販売者や企業家と同等に振る舞うことはできない。」([2], S. 69-70)

ずかであることがよくわかる。こうしたことでは、社会民主主義的な運動に対する後退でさえいわずもがなである。」([1], S. 187)

[4] うえにみたような経済秩序や労働組合に関する考えからすれば、ブレンターノがドイツの保険制度に対して批判的であったことは自然である。その批判点は地域的ないし企業的制約と失業保険の欠如に集約される。

社会保険制度が相対的に早くから整備されたドイツで、失業保険制度だけは他よりも一際遅れて1927年に成立した。ブレンターノの指摘は、こうした歴史的な文脈のなかで吟味されねばならないであろう。他方で、地域や企業による制約の指摘や、そうした視点からの現行制度批判については、いくつかの問題も含まれているように思われる。

地域的制約の批判、全国組織の主張の根拠は、保険の基盤を拡げることとならんで、労働者の移動を可能にし、あるいは移動によって支払われた醸出金が無効化しない、ということであった。一般的にはこうした指摘は妥当であろう。しかし、当時のドイツで、ブレンターノがというような全国的規模で労働者の移動が現実にとどの程度みられたのであろうか。うえの主張に説得力をもたせるにはその点の検討が必要であり、そのためには当時のドイツの労働市場のあり方が分析されねばならないであろう。ブレンターノの2冊の書物では、ドイツの労働者のおかれた状況に関する具体的な論及はほとんどみられず、それは、扱われた主題からして奇異な印象すら与えるほどである。

確かに、ブレンターノが示したように、金庫からの脱退者数はかなり高い割合を占め、それは当時のドイツの制度が抱えていた問題の1つであったであろう。しかし、現行制度の不備は認めながらも、「従来の共済金庫によってすべての要求が満たされないからということで、全く無用としてそれらが簡単に捨て去られる」<sup>11)</sup>

といった批評に対して、「それらがすべての要求を満たさないということで、これまでの共済金庫を非難したのではない。従来の労働者保険秩序は、それが目標に到達するための第1の、最も基本的な前提条件である失業保険を疎かにし、それゆえに、共済金庫はその存立の限定された目的を達成しないから、私は、現在の労働者保険秩序を不十分と言ったのである」([2], S. 62)といった原則的な反論だけでは議論は擦れ違いに終わることになろう。保険制度のいわば技術的改正によって解決可能な部分が残されていないかどうかの吟味が必要だったであろうし<sup>12)</sup>、当時既に入手可能であったはずの資料を基礎として保険制度の実態に即した、より詳細で多面的な検討もなされるべきだったであろう。そしてその際に、事実の慎重で公平な取り扱いが要請されることはいうまでもない<sup>13)</sup>。

[5] あるべき担い手と制度という2つの面でドイツの現状に対してきわめて批判的であったブレンターノは、どのようにしてそうした問題点が解決されていくと考えていたのであろうか。本稿でとりあげた2冊の書物でみる限り、

対する書評のなかでコンラッドがブレンターノにも言及して述べた言葉である。J. Conrad, [Rezension] A. von Miaskowski, das Kranken- und Begräbnisversicherungswesen der Stadt Basel, Basel 1880; u. a., in: *Jahrbücher für Nationalökonomie und Statistik*, Neue Folge, 1. Bd., 1880, S. 268.

12) 例えば、1876年登録金庫法第35条は、複数の金庫が1つの連合体を形成すること、地域的限定をこえて全国組織を形成することを認めており、これは、ブレンターノの強調する地域的限界をこえることにならないであろうか。Gesetz über die eingeschriebenen Hilfskassen. Vom 7. April 1876, in: *Reichsgesetzblatt* 1876, S. 133. なお、A. von Miaskowski, Zur Geschichte und Literatur des Arbeiterversicherungswesens in Deutschland, in: *Jahrbücher für Nationalökonomie und Statistik*, Neue Folge, 4. Bd., 1882, S. 493には、疾病金庫の連合などの案が示されている。

13) 『保険強制』67ページで引用された数字は、原典であるゲルクラートの数字より1桁大きくなっている。F. Gerkrath, *Ueber die Höhe der Beiträge für die Arbeiter-Versicherung*, Berlin 1881, S. 10.

11) これは、社会保険や救済制度を扱った4冊の書物に

その指摘はきわめて抽象的なものでしかない。確かに、あるべき保険制度は描き出されているが、それにいたる途は定かではない。また、彼が期待をかけながら、その現状については批判的であった労働組合については、「我が国の労働者はどうして、未だ現在の社会民主主義の陶醉から醒めず、今日の国家的・社会的・経済的秩序が提示する手段を用いることが可能な範囲内で自分たちの状態を改良しようとなしないのだろうか。ただし、社会的・経済的な組織は歴史的な発展の結果としてはじめて根つき、幸福をもたらしようということを忘れてはならない。諸関係とそれを囲む人間の成熟には時間が必要である。」([1], S. 223-224)として、その自主的発展が展望される一方、国家の介入に対しては否定的であり、当面の課題について採るべき方策は提示されないままであった。

この点とも関連して、ブレンターノが経済学の方法として、観察と演繹をあげながら、『労働者保険』第2編では、「今日の経済秩序」の下における「労働」販売に関して必要とされる条件が一般的な理論として展開されていることにも注目しなければならない。そして、ここで「今日の経済秩序」像は、「労働」商品の販売が「労働の原価」を賄うということにさえなれば、円滑に機能するものと捉えられている。そうした抽象的で理論的な基準が現実の分析についてもそのまま用いられ<sup>14)</sup>、そこから現実の問題についてもはっきりとした結論が導き出されているのである。論争に際してのきわめて非妥協的な対応、また、80年代以降、労働者保険制度がより積極的に展開するなかで、それに関するブレンターノの発言が多くなかったこと、

14) ミアスコヴスキもまた、「我々の今日の秩序を自由、平等、自己責任といった若干の抽象的な原理に還元することは、それと同時に、こうした原理が実際にはどのような射程距離をもち、それに支えられた秩序が直ちに崩壊しないためにはどのような制限が必要であるのか、ということが示されなければ、不十分であろう。」と述べている。A. von Miaszkowski, a. a. O., S. 492.

これらはブレンターノの労働者保険論が完結した構えをこの時点で既にもっていたことと係わっているのかもしれない。

[6] いずれにしても、社会主義に対抗しながら現体制を擁護し、しかし、同時にそれが現在問題を抱えていることを自覚し、そうした問題を基本的には労働者問題として捉えさるという考えは、社会政策学会を創設した人々との共通の認識がここでもみられる、とよいであろう。と同時に、市場機構に信頼をおき、労働組合によって問題が解決されるという構想は、ブレンターノの独自性をよく示している。2冊の書物が種々の批判に曝され<sup>15)</sup>、シュモラーとの友情に捧げられた『労働者保険』がシュモラーとの相違をはっきりさせることになったという皮肉な結果<sup>16)</sup>も、そのことを象徴的に示している、とよいように思われる。

[付記] 本稿は、平成10年度文部省科学研究費補助金基盤研究(C)(2)(課題番号10630076)に基づく研究成果の一部である。

- 15) とくに厳しい批判を寄せたのはアディクスであるが(Adickes, Zur Frage der Arbeiterversicherung. Ein Wort zur Verständigung, in: *Zeitschrift für die gesamte Staatswissenschaft*, 33. Jg., 1879, S. 599-640; ders., [Rezension] Lujo Brentano, Der Arbeiterversicherungszwang, seine Voraussetzungen und seine Folge, in: *Zeitschrift für die gesamte Staatswissenschaft*, 37. Jg., 1881, S. 606-619), 後にフランクフルト・アム・マインの市長としても活躍する彼は、社会保険や救貧制度に関して自らの考えを積極的に展開した論文も書いており、それらをまとめて検討することは、別の機会に譲りたい。
- 16) 『労働者保険』の第1編をなす論文が出された時にはそれを賞賛したシュモラーが、第2編の原型となる論文に対しては、自由主義的偏向として批判を寄せ、『労働者保険』が彼に捧げられることには感謝しながらも、自らとブレンターノとの相違があることも言及するよう求めたことが、ブレンターノの自伝には記されている。L. Brentano, *Mein Leben*, S. 109-110. 1870年代後半から80年代にかけてのブレンターノとシュモラーの緊張関係については、J. J. Sheehan, *op. cit.*, pp. 79-84を参照。